

遺族基礎年金（1）：8分

1. 遺族基礎年金（法第37条～第42条）
2. 遺族基礎年金の死亡者の要件（法第37条）
3. 保険料納付要件の原則（法第37条）
4. 保険料納付要件の経過措置（昭和60年改正法附則第20条第2項）
5. 遺族の要件（法第37条の2）
6. 事実婚について

※ 確認問題

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

・法第37条 ……………国民年金法第37条

遺族基礎年金（法第37条～第42条）

国民年金の被保険者が死亡

遺族の生活の安定を図るために支給

遺族基礎年金

死亡者の要件

遺族の要件（範囲）

その他のテーマ

支給要件等



遺族基礎年金の死亡者の要件（法第37条）

死亡者の要件

次のいずれかに該当する者の死亡であること

	被保険者等要件	保険料納付要件
1	「被保険者」	死亡者が 保険料納付要件 ⇒ 必要
2	「被保険者であった者で、死亡日に日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満のもの」	
3	「老齢基礎年金の受給権者」	死亡者の 保険料納付要件 ⇒ 不要
4	「老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者」	

保険料納付要件の原則①（法第37条）

原則的な 保険料納付要件

死亡日の前日に、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が被保険者期間の**3分の2以上**であること

死亡日の属する月の前々月

被保険者期間（保険料を納付すべき期間）

被保険者期間の3分の2

保険料納付済期間

+

保険料免除期間

被保険者期間
の**3分の2以上**

保険料納付要件の原則②（法第37条）

【平成11年1月に20歳になった方が平成26年2月に死亡した例】

平成11年1月
20歳

平成26年2月
死亡

被保険者期間（保険料を納付すべき期間 180月）

被保険者期間の3分の2（120月）

死亡日の属する月の前々月
平成25年12月

被保険者期間の3分の2以上（132月）

保険料納付済期間（72月）

+

保険料免除期間(60月)

被保険者期間の
3分の2以上あれば
保険料納付要件を満たす

保険料納付要件の経過措置①（昭和60年改正法附則第20条第2項）

死亡日が平成38年4月1日前にある場合

経過措置

3分の2以上の保険料納付済要件を満たしていなくても、死亡日の前日において、

死亡日の属する月の前々月までの1年間のうちに

保険料納付済期間と保険料免除期間以外の被保険者期間がなければ、

保険料納付要件を満たしたものとされる。

（直近1年間の被保険者期間に保険料の未納期間がないこと。）

保険料納付要件の経過措置②（昭和60年改正法附則第20条第2項）

【保険料納付要件の経過措置の例】
平成26年8月に死亡した者の場合

納	⇒保険料納付済期間
免	⇒保険料免除期間
未	⇒未納期間

死亡日の属する
月の前々月

死亡日

平成25年												平成26年							
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
未	未	未	未	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納	免	免	免	未	未

保険料納付済期間と保険料免除期間以外の被保険者期間がない(未納期間がない)

死亡日に被保険者でなかった者

死亡日の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間に係る月までの1年間のうちに保険料納付済期間と保険料免除期間以外の被保険者期間がないこと。

死亡日に65歳以上の者

保険料納付要件の経過措置は適用されない。

遺族の要件①（法第37条の2）

被保険者等が死亡した当時、死亡者によって

⇒ **生計を維持していた配偶者または子**

<p>配偶者 （事実上婚姻関係と同様の事情にある配偶者を含む）</p>	<p>子と生計を同じくしていること</p>	
<p>子 （死亡者の実子、または届出がされている養子であることが必要）</p>	<p>18歳到達年度の末日までにある子</p>	<p>現に婚姻をしていないこと</p>
<p>20歳未満で障害等級に該当する障害の状態にある子</p>		

遺族の要件②（法第37条の2）

被保険者等が死亡した当時、胎児であった子が生まれたときは、その子は、被保険者等の死亡の当時、死亡者によって生計を維持していたものとみなされ、配偶者は、被保険者等の死亡の当時、その子と生計を同じくしていたものとみなされる。この場合、子が生まれたときから将来に向かって、遺族基礎年金の受給権が発生します。

子

（被保険者等の死亡当時、死亡した被保険者等によって、生計を維持していた子）

18歳到達年度の末日までにある子

20歳未満で障害等級に該当する障害の状態にある子

現に婚姻をしていないこと

「生計を維持していた配偶者または子」とは

被保険者等の死亡の当時、その者と生計を同じくしていた者であって、厚生労働大臣が定める年収で850万円以上、年間所得で655万5千円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外のもの

事実婚について

事実婚

当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること

当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること

ただし、内縁関係が、近親婚や直系姻族間の婚姻など、民法に掲げられる反倫理的な内縁関係である場合には、事実婚として認められない。

重婚的 内縁関係

届出による婚姻関係がその実体を全く失っているときに限り、内縁関係が事実婚として認められる

確認問題

問題 1

障害基礎年金の受給権者が死亡した場合は、遺族基礎年金についての死亡者の要件を満たすこととなり、その者により生計を維持する一定の遺族に対し、遺族基礎年金が支給される。

解答



(法第 3 7 条)

「障害基礎年金の受給権者」の死亡は、遺族基礎年金の死亡した者の要件とはされていません。

問題 2

配偶者に対し遺族基礎年金が支給されるのは、一定の要件を満たす子と生計を同じくしているときに限られている。

解答



(法第 3 7 条の 2)

